

鹿沼市事業者PCR検査費用補助金交付要綱

1 目的

保健所が行う行政検査とは別に、事業者がその従業員等を対象に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために独自に行う、PCR検査に係る費用の一部を補助することにより、市内企業の経営継続を支援するものです。

2 制度の概要

(1) 対象者

申請時点において、次の①から③のいずれにも該当する者

① 次のいずれかに該当する者であること

ア 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等

イ 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体等

エ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

オ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条に規定する一般社団法人等

カ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

② 市内に事業所を有し、法人にあっては登記を、個人にあたっては住民登録をしていること

③ 市内事業所等において、令和3年8月4日以降に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した事業者であること

④ 市税に滞納がないこと

●対象者の要件を満たしている場合でも以下の要件のいずれかを満たしている場合は対象外となります。

・同一の内容の事業について、国・県・市が助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）する他の制度において補助対象経費とした経費を重複して申請する者

・国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

・風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

・鹿沼市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与

- している者をいう。)が同条第5号に規定する暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者
- ・ 系統出荷による収入のみである農業者(林業・水産業者についても同様)
 - ・ 上記に掲げる者のほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(2) 補助対象事業

市内事業所等に勤務する従業員を対象に、保健所が行う行政検査とは別に自主的に行うPCR検査。ただし、PCR検査は以下の全てを満たすものとします。

- ・ 令和3年8月4日から令和4年2月28日までに実施したもの
- ・ 令和3年8月4日以降に最初に新型コロナウイルス感染症の陽性者となったものを把握した翌日から起算して30日以内に実施したもの
- ・ 保険診療機関で実施したもの(検査キットを購入し、郵送等で実施するものは除く)

※経費の支払い方法については、現金または振込によるものに限ります。

(3) 補助額

① 補助率

2 / 3

② 補助上限額

1事業者につき30万円

3 その他

(1) 提出期限

令和4年2月28日(月)まで

※事業完了後(医療機関での検査、費用の支払い完了後)に申請してください

(2) 提出書類

別紙(補助金概要パンフレット)参照

(3) 提出先

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1(仮庁舎1階)

鹿沼市役所 経済部産業振興課 商工振興係

【お問合せ先】

鹿沼市 経済部産業振興課 商工振興係

TEL 0289-63-2182

FAX 0289-63-2189

Mail sangyou@city.kanuma.lg.jp